

平成18年6月14日

名古屋市民オンブズマン

代表 佐久間信司 様

名古屋市長 松原 武久

平成18年5月30日付質問書について（回答）

みだしのことにつきまして、下記のとおり回答します。

記

1 質問項目1～4について

地方公務員法では、地方公務員は一般職と特別職に区分されており、そのうち、外郭団体の役員を名古屋市職員と比較するとすれば、特別職に相当すると考えられます。特別職の地方公務員については、法令に特別の定めがない場合には、その職務の内容等によって、常勤と非常勤に区分されるものと考えています。

また、外郭団体役員の常勤・非常勤の区別及び報酬の支給などの処遇については、それぞれの団体において自主的・自律的に定めているものです。

なお、一般論として、外郭団体役員への報酬の支給が、常勤役員に対してのみ可能ということはありません。

2 質問項目5について

「平成17年度包括外部監査の結果報告書」における財団法人名古屋市リサイクル推進公社に対する意見につきましては、同公社に所管局を通じてお知らせしました。

同公社からは、「定例的な出勤日を決めているが、必要であればいつでも出勤できる体制をとっているので常勤とし、規定により報酬額を定めている」と聞いています。

常勤・非常勤の考え方について、明確に説明できるようにしていくことは必要であると考えています。

総務局行政システム部行政経営室
担当；桜井、山内（972-2187）